

令和2年度

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う市内観光・MICE関連事業者緊急支援助成金交付要綱

制定 令和2年5月18日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー（以下「財団」という。）が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業継続のための事業を実施する観光・MICE関連事業者を支援することや、感染拡大収束後の横浜の観光・MICEの迅速な回復及び振興につなげることを目的とし、観光・MICE関連事業者が、感染拡大の影響への対策として実施する事業に係る経費の一部を助成するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等

中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第4号までに掲げる会社、個人及び団体であって、別表第1に掲げるものをいう。ただし、農業を除く。

(2) みなし大企業

次のいずれかに該当する中小企業者等をいう。

ア 一の大企業（中小企業者等以外の者）が発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している中小企業者等

イ 複数の大企業が発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している中小企業者等

ウ 役員半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者等

(申請者要件)

第3条 申請者は、市内に事業所等の事業拠点を置く観光・MICE関連事業を実施する中小企業で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、対応策を講じる者で、当該各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 財団の賛助会員

(2) 別表第2に定める業種に該当する事業者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は対象としない。

(1) みなし大企業

(2) 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜市条例第51号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(3) 法人にあつては、代表者又は役員の中に暴力団員（条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条により定める事業のうち、公益財団法人の資金の用途として社会通念上、不適切と判断される事業を営むもの

(6) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していないもの

(7) 市税の滞納があるもの

(助成対象事業の要件)

第4条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）及び助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表第3に掲げるもののうち、第1条の趣旨に沿うものとして必要と認められるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同一若しくは一部が重複する事業計画で、横浜市または財団から補助金、助成金、その他資金援助、委託を受けていない事業。又は同一の事業計画で本助成金の交付を受けていない事業。

(助成金額等)

第5条 助成金の額は、予算の範囲内において、助成対象経費の3分の2以内とし、一事業者あたり200,000円を上限とする。この場合において、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 国、神奈川県、その他団体等から同様の補助金等（以下「国等の補助金」という。）の交付を受けようとする場合又は受けた場合は、助成対象経費は、国等の補助金の額を除いた額とする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象事業者は、申請書（様式1）に、次の書類を添付して理事長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式2）

(2) 役員氏名一覧（様式3）

(3) 発行から3か月以内の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し。個人事業主の場合は開業届の写し

(4) 直近1年分の法人市民税、事業所税、固定資産税および都市計画税の納税証明書

(5) 非課税確認同意書

※事業所税、固定資産税および都市計画税において非課税項目がある場合のみ（様式4）

(6) 見積書等、助成対象経費積算の根拠となる書類の写し

(7) その他理事長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 理事長は、前条の規定による書類を受理したときは、当該申請書等の審査を行い、助成金の交付又は不交付決定したときは、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う市内観光・MICE関連事業者緊急支援助成金交付（不交付）決定通知書（様式5）により申請者に通知する。ただし、以下の各号のいずれかに該当するときは、助成金を交付しない決定するものとする。

(1) 第3条に定める申請者の要件を満たさなくなったとき

(2) 公序良俗に反する等、理事長が不相当と認めたとき

2 理事長が、申請内容について資料の追加等が必要と判断した場合は、申請者に資料を求めることができる。

3 理事長は、助成金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、助成金の交付の決定に当たって条件を付すことができる。

(事業の変更等)

第8条 助成対象事業者は、次の各号の全てに該当する場合に限り、交付申請書の内容を変更することができる。

(1) 助成金の交付を受ける前の日までに当該変更を行うとき

(2) 助成対象事業者の責によらないと認められる、又は当該変更が合理的と認められるとき

- 2 前項に規定する変更を行う場合は新型コロナウイルス感染症の影響に伴う市内観光・M I C E 関連事業者緊急支援助成金事業計画変更申請書（様式 6）を速やかに提出し、理事長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な修正等の変更については、報告に代えることができる。
- 3 前項に該当する場合で、助成対象経費の金額が変更となるときは、変更前の助成対象経費の金額を上限とし、変更に応じた減額のみを行い、増額は行わないものとする。
- 4 理事長は、事業計画変更の可否を決定し、助成対象事業者に対して新型コロナウイルス感染症の影響に伴う市内観光・M I C E 関連事業者緊急支援助成金事業計画変更承認（不承認）通知書（様式 7）を交付するものとする。

（事業の中止又は廃止）

第 9 条 助成対象事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う市内観光・M I C E 関連事業者緊急支援助成金中止・廃止届出書（様式 8）を理事長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 10 条 助成対象事業者は、事業終了後 30 日以内に、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う市内観光・M I C E 関連事業者緊急支援助成金完了報告書（様式 9。以下「完了報告書」という。）に次の書類を添付して、理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式 10）
- (2) 助成対象経費全額の支払完了を証明する書面の写し（領収書その他支払いを証明する書面）
- (3) 国等の補助金の交付額を証明する書面の写し
- (4) その他理事長が必要と認める書類

（助成金交付額の確定）

第 11 条 理事長は、前条の規定に基づき、完了報告書及び添付書類を受理した場合には、審査し、当該助成事業の実施内容が、助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成金交付額を確定し、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う市内観光・M I C E 関連事業者緊急支援助成金交付額確定通知書（様式 11。以下「確定通知書」という。）により、助成対象事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第 12 条 前条の規定により助成金の交付額の確定を受けた助成対象事業者が助成金の交付を受けようとするときは、次の各号の書類を、全て理事長に提出しなければならない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う市内観光・M I C E 関連事業者緊急支援助成金交付請求書（様式 12）
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う市内観光・M I C E 関連事業者緊急支援助成金受給に係る同意書（様式 13）

（交付申請及び実績報告の特例）

第 13 条 申請者は、理事長が別に定める申請の期日までに助成対象の全てに着手し、助成対象事業及び支払いが完了している場合に限り、第 6 条で定める交付申請書の提出及び第 10 条で定める実績報告書の提出を行うことができることとし、その際は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う市内観光・M I C E 関連事業者緊急支援助成金申請書兼完了報告書（様式 14）に次の書類を添付して、理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（第 10 号様式 特例申請専用様式）
- (2) 役員氏名一覧（第 3 号様式）
- (3) 発行から 3 か月以内の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し。個人事業主の場合は開業届の写し
- (4) 直近 1 年分の法人市民税、事業所税、固定資産税および都市計画税の納税証明書
- (5) 非課税確認同意書
※事業所税、固定資産税および都市計画税において非課税項目がある場合のみ（第 4 号様式）
- (6) 助成対象経費全額の支払完了を証明する書面の写し（領収書その他支払いを証明する書面）
- (7) 国等の補助金の交付額を証明する書面の写し
- (8) その他理事長が必要と認める書類

（助成金の取消）

第 14 条 理事長は、助成金の交付を決定した後、第 9 条の助成事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は、次の各号に掲げる場合は、第 11 条の助成金交付額の確定後においても、第 7 条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 助成対象事業者が、この要綱及び交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (2) 助成対象事業者が、交付決定を受けた内容以外の用途に助成金を使用した場合
- (3) 助成対象事業者が、助成事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適切な行為をした場合
- (4) 助成対象事業者が、事業実績報告書を期日までに適正に提出しなかった場合
- (5) 同一若しくは一部が重複する事業計画で、横浜市または財団から補助金、助成金、その他資金援助、委託を受けたことが明らかになった場合
- (6) その他、理事長が交付決定を取り消す必要があると認めた場合

（助成金の返還）

第 15 条 理事長は、前条の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項により返還を命ずる場合の納期限は、前条による交付決定の取消しの日から起算して 30 日を経過した日の属する月の末日とする。

（違約加算金及び延滞金の納付）

第 16 条 前条の規定により、この助成金の交付の決定の全部又は一部の取消しを行い、助成金の返還を命じたとき、理事長は、助成対象事業者が助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合は、返還後の期間において既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を交付対象者に納付させることができる。

2 助成金の返還を命じた場合において、助成対象事業者が定められた納期日までに助成金相当額を納付しなかったときは納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させることができる。

3 前 2 項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

（違約加算金の基礎となる額の計算）

第 17 条 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成対象事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第 18 条 第 16 条項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の助成金等の一時停止等)

第 19 条 理事長は、助成対象事業者等が助成金等の返還を命ぜられ、当該助成金等、加算金若しくは延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事業について交付すべき助成金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(財産処分の制限)

第 20 条 助成対象事業者は、原則として助成事業により取得した財産(機械装置等)の処分(廃棄、譲渡、売却、貸付)が制限される。

(関係書類の保存)

第 21 条 助成対象事業者は要綱に基づき受理した通知及び助成対象経費に係る書類、帳簿等並びに領収書等を整備し、交付決定を受けた日の属する年度の末日から 5 年間(令和 8 年 3 月末日まで)保存しておかなければならない。

(天災等による特例)

第 22 条 天災地変等、助成対象事業者及び当該助成対象事業に係る発注先事業者のいずれの責めにも帰すことができないものにより助成対象期間内での稼働及び経費の支払いが困難となった場合等で、理事長がやむを得ないと認めた場合は、対象期間を最大で 60 日延長できるものとする。

(その他)

第 23 条 この要綱に定めがない事項は理事長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 5 月 18 日から施行する。

別表第1（第2条第1項）

業 種	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業その他業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

別表第2（第3条第1項）

分類	日本標準産業分類（中分類番号）
宿泊サービス	751 旅館，ホテル、752 簡易宿所、75B 他に分類されない宿泊業 <u>ただし、75A 会社・団体の宿泊所は除外</u>
飲食サービス	761 食堂，レストラン（専門料理店を除く）、76A 日本料理店、76B 中華料理店、76C 焼肉店、76C その他の専門料理店、763 そば・うどん店、764 すし店、765 酒場，ビヤホール、 766 バー，キャバレー，ナイトクラブ、767 喫茶店、76E ハンバーガー店、76F お好み焼き・焼きそば・たこ焼店、76G 他に分類されないその他の飲食店、771 持ち帰り飲食サービス業、772 配達飲食サービス業
旅客輸送サービス	421 鉄道業*、431 一般乗合旅客自動車運送業、432 一般乗用旅客自動車運送業、433 一般貸切旅客自動車運送業、439 その他の道路旅客運送業、451 外航海運業、452 沿海海運業 *、453 内陸水運業*、461 航空運送業*、693 駐車場業 *貨物運送業除く
輸送設備レンタルサービス	704 自動車賃貸業
旅行業、その他の予約サービス	791 旅行業
文化サービス	802 興行場，興行団、82C 博物館，美術館、82D 動物園，植物園，水族館、 <u>ただし、941 神道系宗教、942 仏教系 宗教、943 キリスト教系宗教、949 その他の宗教は除外</u>
スポーツ・娯楽サービス	705 スポーツ・娯楽用品賃貸業、785 その他の公衆浴場業 803 競輪・競馬等の競争場，競技団、80B 体育館、80C ゴルフ場、80F テニス場、805 公園，遊園地

小売業	561 百貨店, 総合スーパー、569 その他の各種商品小売業（従業者が常時 50 人未満のもの）、571 呉服・服地・寝具小売業 572 男子服小売業、573 婦人・子供服小売業、574 靴・履物小売業、579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業、581 各種食料品小売業、582 野菜・果実小売業、583 食肉小売業、 584 鮮魚小売業、585 酒小売業、586 菓子・パン小売業、58A 料理品小売業、56B 他に分類されない飲食料品小売業、605 燃料小売業
印刷業	1511 オフセット印刷業（紙に対するもの）、1512 オフセット印刷以外の印刷業（紙に対するもの） 1513 紙以外の印刷業、1531 製本業、1531 印刷物加工業、1591 印刷関連サービス業
情報通信業	3921 情報処理サービス業、3922 情報提供サービス業、3923 市場調査・世論調査・社会調査業 4011 ポータルサイト・サーバ運営業 4012 アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ 4013 インターネット利用サポート業 4111 映画・ビデオ制作業（テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く） 4151 広告制作業
物品賃貸業	7011 総合リース業 7019 その他の各種物品賃貸業
専門・技術サービス業	7261 デザイン業 7272 芸術家業 舞台監督等、演出などの専門的なサービスを提供 7292 翻訳業 7293 通訳業、通訳案内業 7311 広告業 7461 写真業 7462 商業写真業
サービス業 (他に分類されないもの)	9111 職業紹介業 9121 労働者派遣業

別表第3（第4条第1項）

助成対象事業	助成対象経費
<p>1 現在の危機的状況に対応するために実施する事業</p> <p>(事業例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デリバリー販売やネット販売等の事業形態の変更 ・ICT環境整備 ・販路開拓 ・衛生用品の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託費（コンサルティング含む） ・備品購入費 ・賃借料 ・使用料 ・消耗品費 <p>(助成対象経費の例)</p>
<p>2 回復期を見据えた誘客促進、受入環境整備のための事業</p> <p>(事業例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘客促進のための広報活動（チラシ作成、SNSでのPR等） ・イベント実施や割引クーポン等の特典設定 ・キャッシュレス対応、多言語対応等の受入環境整備 	<p>システム設計費、システム構築費等、機器購入費、設置費、必要となる機器のリース費、保守委託費、印刷物等の広報媒体作成費、広報に係る備品購入費、広報に係る媒体費、マスク・消毒薬等の各事業に係る消耗品費、専門家によるコンサルティング費、等</p>

助成対象外の経費例
<ul style="list-style-type: none"> ・契約・取得から支払いまでの手続きが事業実施期間内に行われていない経費 ・助成事業に使用しない物品の購入、外注等 ・経費の内訳を証する書類、支払い証拠等の帳票類に不備や虚偽等が認められた場合 ・他の取引と相殺して支払いが行われている場合 ・助成対象経費以外の経費と混同して支払いが行われている場合で、助成対象経費との支払の区別が難しいもの ・自社調達および役員の重複または資本関係がある企業間の取引に要する経費 ・収入印紙代、消費税、振込手数料、代引手数料、通信費等の間接経費